

脳死の倫理と法理

阿南成一
(麗沢大学)

私の専攻は法哲学で二十年程前から安楽死と医の倫理に興味をもって勉強してきた。法哲学の立場から脳死についてどんなアプローチができるだろうか。色々あるが一つは脳死立法に対して何か倫理的な根拠を与え得るかとかということ。もう一つは先程から出ている社会的合意についてである。

レジュメに従ってまず「死の倫理」から申し上げますと、人間は必ず死ぬということを幸か不幸か意識している動物である。従って必ず死ぬ、弁証法的に死というのは生の全面的否定である。そういう死が必ずやってくるので生を大事にしよう、生を全面的に肯定しよう、という気持ちになるのである。従って生命を否定するような行為、つまり人を殺すようなことは歴史的にみても倫理的掟の一番原初的なものであり、どの民族についてもみられる普遍的なものということが出来る。つまり死の倫理は、殺してはいけないという形でまず現れた。それから第二は死後の世界について、人間は知ることができない。りんし体験ということを梅原猛さんなどが大変おもしろく評価しているが、実は死後の世界についてはわからない。未知であるので私達は大変不安になる。そこでそういう私達の不安に応えるものが宗教である。宗教は先程平川先生の話にもありましたように、人間は死んで肉体はなくなる。全面否定だけでも、魂は連続すると考えれば死は生の否定ではない。肉体的生命は全面否定されるが、魂は続く。

こういうことで宗教は私達の死後の不安に対して応えていると思う。そこで宗教は、良き死後のためには良き生を送れ、そういう宗教的な倫理を私達に与えているかと思う。ですから死についての倫理は宗教が大きな役割を果たしているということで、この学会でとりあげたことも大変意味があるかと思う。

次に脳死についてだが、脳死に反対する人達は脳死は死と認めないのだから、脳死段階でそれを死んだかのごとく扱って、臓器を取り出すことは殺人だということになるわけで、先程内藤さんも筑波大学の事件がそれを告訴した、ということを取り上げられました。検察は特別に動いていない。殺人罪にしていけないわけである。結局脳死を認めれば「殺すなかれ」にはひっかからないのですが、脳死を認めない立場からだとはこれは「殺すなかれ」の違反になるかと思う。

次に私のレシユメに表のようなものを書いてきましたが、脳死が死であるかについて、医学的にはほとんど医者は死と認めているのではないか。少なくとも多数意見はそうではないかと思う。少数そうでない方もいるようですが、私の考えでは脳死というのは少し早めに死がわかるということ、変な例えだが、入学試験の合格が明日発表だけど、前日の教授会ではもうそれがわかっている、発表は明日になっていくことだけで、そのくらいの、もう少し長生きするかもしれませんが、わかっていること。それは医学的、科学的には認められるのではないかと思う。しかし仮に医学的に認められたとしても、文化的にそれを認めるかどうかについてはイエスとノーが分かれる。日本人が西洋人のようにそれをなかなか認めようとしないうことについては、今平川先生からお話があった。私の聞いたところでは日本人の死生観というのは、植物をモデルにして四季に恵まれた日本では春に生命がスプリングして、夏に成長し、秋に実って冬に枯れる。古代の日本で処刑は生命が燃え立つ春とか、成長する夏、結実する秋には行われない。冬枯れの時にしかなかったそうである。それから昔は人生五十年で、だいたい五十ぐらいに

なるとちようど孫ができる。それで孫に自分の生命がもう一度生まれ変わる、と言っては変ですが、例えば藤原道長は孫の名前に「道長」の一字をつけることもあったと聞いている。脳死の問題は人類が生まれて何百年の長い歴史の中でいうとほんの最近で、百万巻の中の最後の頁の最後の一字くらいのところを出てきた問題ですから、長年心臓死をもって経験的に死と思ってきた我々人間にとって、にわかに脳死を認めようとしても、文化的な抵抗があることはわかるわけですが、特に情緒的な抵抗があると思う。しかし文化的に脳死を死と認めることはO・Kだとしても、それを社会的に、あるいは法律的に認めるかどうかは、また別の観点からの問題があると思う。私はその表で社会的と法律的に分けてしまったのですが、社会的というのは社会的合意のことで、法律的と分けたのはそれを立法するについては、社会的合意があっても立法技術の上で色々な意見の対立があるのではないか、と思っただけである。一般に私は医の倫理とか技術の倫理といったものは必ずこうしなければいけない、という断言命令で決められる問題ではなくて、むしろニコライ・ハルトマンがもう一つの倫理の基準としてジュールフェン、そうしている、そうしてはいけない、英語でいうとHay not、そういう倫理というものがあろうと言っている。私は技術の倫理もそうだが医の倫理もはつきりとこうすべきである、こうすべきでない、ドルレンのカテゴリーではなくてこうしてもいい、ここまでは許される、ここまでは許されないという非常に相対的なジュールフェンの倫理が一番適当ではないかと思う。これは政治の倫理についてもそうである。金があることは確かですから、金をもたらうことは一文でも絶対いけないというのではなくて、どこまでが限度で許される、どこまでは許されないということだと思う。医の倫理もそういうものだと思う。

それまでは次に「社会的合意」について。社会的に意見が対立している場合によく寛容、トレランスと言われませんが、それは対立する意見が世界観や人生観の基盤を一つにしている場合、その上での違い、例えばキリスト教の

中でカトリックとプロテスタント、そういう違いの場合。こういう場合はお互いのトレランスということ。近代社会ではそういう共通の基盤があった。社会的合意とかソーシャルコントラクトというのは、先程「満場一致でないのは当然だ」という話もありましたが、これはフィクションであって別に万場一致でもありませんし、その必要もないわけである。そこでトレランスが働いているわけですが、トレランスというのは基盤を同一にしてその上で意見の違いである。ところがもう一つ意見の違いには、基盤を全く異にするその上で意見の対立ということである。アメリカのような他宗教、他文化、マルチ文化の社会ではそういうことがある。そこでアメリカ社会ではトレランスでは物事がいなくなってくる。そのような基盤を異にする上での意見の対立は、単なるディファレンスではなく、ダイバゼンスである。そこではトレランスでは事はいなくなつて、基本的人権に反しない限りやりたい放題やらしておこう、そういうふうにならざるにそれぞれの意見を尊重しようと、それはインディファレンティズムであるかもしれないが、そういうことになつていくという人もいる。

私は日本における脳死についての賛成、反対の対立の中には、単なるディファレンスではないダイバゼンスぐらの違いがあるのではないかと思う。そうすると脳死についての倫理ですが、先程言いましたように、ディオントロジーではカント的な非常にハードな絶対のある断言命令的なものがあり、いいとか悪いとかその倫理ではこれは片づく問題ではない。それではもう一つのutilitarianismではどうか、ということですが、これも各人の勝手な結果さえ良ければいいというutilitarianismですが、私は同じutilitarianismの中にもマナーキーに近いutilitarianismではなくてrule utilitarianismとどうのがあり、他面の経験からある同じutilitarianismでもこの道を選んだ方がいい、というものもある。それが歴史的にも社会的にも、経験からその方がいいというrule utilitarianismがこの際有効でないかと思う。ただそれでも解決するかどうか問題があるわけである。そうすると先程から出てい

るように、自分が脳死状態になったら提供してもいい、というその人の意志を尊重する。倫理学はある義務とか、あるいはただ結果さえ良ければというディオントロリズムでも utilitarianism でもなくて結局意志を尊重するというゴロンタリズムになっていくわけで、脳死の問題で今のところ解決するのはそのゴロンタリズムの倫理でしかないのではないか。私は倫理学の立場は必ずしもそうではありませんが、こと脳死についてはそのようなゴロンタリズムにしか選択の道は残されていないのではないかと思う。

最後にせっかくの宗教学会でありますから、先程平川先生からも説明がりましたが私はキリスト教徒の一人として、バチカンが脳死の問題についてどう考えているか、少し御紹介して終わりたいと思う。

バチカンは尊厳死のようなこと、無理な人工延命の問題となった一九八〇年頃ですが、バチカンに科学アカデミーというものが前からあるのですが、そこにあらゆる専門の人を集めて検討させて、死の定義、死について考えた。そしてそこで全脳、支配機関としての全脳の機能停止を一応死と考えた。そしてその答申に従ってローマ法王、バチカンが無理な人工延命をしなくてもいい、という結論を出した。そういう文書を出した。それからちょうど十年後脳死についてどう考えるべきか、という問い合わせがバチカンにありましたので、また科学アカデミーを開いて脳死というものについて色々検討した結果、脳死の死も支配機関としての全脳の死であると、十年前の定義にあてはまるから、これは死とみて差支えないと文書で答えた、と私は読んだことがある。

大変駆け足でしたが時間も経過しておりますので、私の報告はこれで終わらせていただきます。